

茨木市産業活性化プロジェクト促進事業 審査基準及び配点表

◆配点

5点:優れている 4点:やや優れている 3点:普通程度 2点:やや劣っている 1点:劣っている

※ 配点が10点の項目については、得点を2倍する

◆審査項目と審査基準

	審査項目	審査基準	配点
1	◆事業内容	・本事業の趣旨(民間の主体的な取組による地域経済の活性化)に沿った事業内容であるか。	10
2		・事業実施にあたっての課題、目標が明確にされているか。また、事業実施によって課題解決が図られるものであるか。	10
3	◆公益性	・市民や市内事業者に広く役立ち、親しみを持てる事業であるか。	5
4		・市民等のニーズがある事業であるか。	5
5	◆計画性、実現可能性	・実現可能な実施体制が整っているか。	10
6		・予算の見積、資金計画は妥当であるか。	5
7		・事業実施の計画・スケジュールは妥当であるか。	5
8	◆新規性、革新性、独創性	・創意工夫が計られ、独創性・革新性に富んだものであるか。	10
9		・これまで本市になかった取組、またはこれまであったものから追加・拡充された事業であるか。	5
10	◆継続性、発展性	・実施体制や財源の確保など、将来の継続性に配慮した計画となっているか。	10
11		・今後、成長や発展が見込める事業であるか。	5
12	◆地域活性化への波及効果	・応募事業の目的(認知度向上、または付加価値向上)に効果があり、市内事業者の販路拡大につながる事業であるか。	10
13		・市内事業者の連携を促進し、市内産業への広い波及効果が見込まれる事業であるか。	10
		合計点数	
		100	